

※令和4年と令和5年において作付面積に変更が生じている方は、事務局までお問い合わせください

農家のみなさまへ

佐渡市農業再生協議会から

農業資材等物価高騰対策支援事業

(令和5年度佐渡市一般会計12月補正予算)のご案内

近年、エネルギー・肥料など農業資材の価格が高騰しており、農業経営を圧迫しています。加えて、今夏の猛暑における品質の低下などの影響により、さらに厳しい経営環境となっていることから、農業者の経済的負担を軽減するために、緊急的に支援します。

支援内容

令和4年と令和5年を比較し、農業販売金額が減収になっている方を支援します。

【水稲】 3,000円/10a ※ただし、主食用水稲 申請下限面積10a
【畑作物】 3,500円/10a

注意点【重要】

下記の全てに誓約・同意するとともに、該当することが必要となります。

- (1)市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人である。
- (2)市税の滞納がない。
- (3)佐渡市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等ではないこと及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者ではない。
- (4)令和6年度以降も農業経営を継続する意向がある。
- (5)令和4年と令和5年を比較し、農業販売金額が減収になっている。
- (6)令和4年と令和5年を比較し、農業販売金額が減収となっていないことが確認できた場合は、速やかに支払われた補助金を返還する。
- (7)交付決定後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、申請書兼請求書の修正が行われないこと、その他、交付対象者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、申請が取下げられたものとみなされることに同意する。
- (8)申請内容に偽りその他不正があった場合には、支払われた補助金を返還する。

申込手続

【申込期限】 第1回 ~~令和6年1月31日(水)~~ 2月中旬支払予定 ※水稲のみ申請可
第2回 ~~令和6年2月29日(木)~~ 3月中旬支払予定 ※水稲・畑作物申請可
第3回 ~~令和6年3月29日(金)~~ 4月中旬支払予定 ※水稲・畑作物申請可
第4回 **令和6年4月30日(火)** 5月下旬支払予定 ※水稲・畑作物申請可

確認フローチャート

下のフローチャートをたどり、申請の手続きをお願いします。

農地を耕作していますか？ 水 稲作付面積 m^2
畑作物作付面積 m^2

はい

出荷・販売を目的としていますか？

はい

対象

必要な提出書類
申請チェックリスト

いいえ

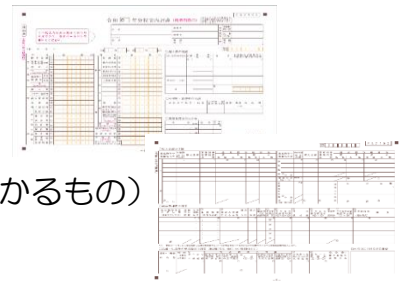
対象外

いいえ

畑作物用の交付申請書兼請求書及び作付ほ場一覧（畑作物のみ）は、下記「申込・お問合せ先」で入手できるほか、市ホームページよりダウンロードできます。

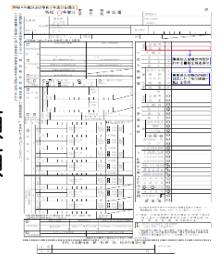
【確定申告の方】

- 交付申請書兼請求書
- 作付ほ場一覧（畑作物申請のみ）
- 令和4年分収支内訳書（農業所得用）写し
- 令和5年分収支内訳書（農業所得用）写し
- 通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義がわかるもの）



【市・県民税申告の方】

- 交付申請書兼請求書
- 作付ほ場一覧（畑作物申請のみ）
- 令和5年度市・県民税申告書及び農業収入金額を確認できる書類
- 令和6年度市・県民税申告書及び農業収入金額を確認できる書類
- 通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義がわかるもの）



【その他】

- 交付申請書兼請求書
- 作付ほ場一覧（畑作物申請のみ）
- 令和4年農業販売実績・金額が確認できる書類（販売契約、販売伝票など）
- 令和5年農業販売実績・金額が確認できる書類（販売契約、販売伝票など）
- 通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義がわかるもの）

【注意】 フローで対象となっても、審査の結果、対象外となる場合もあります。

申込・お問合せ先

- 佐渡市農業再生協議会【佐渡市 農林水産部 農業政策課 生産振興係】
TEL：0259-63-5117 FAX：0259-63-5127
- 佐渡市役所 各支所 産業建設係、各行政SC 地域支援係

